

## 高槻市告示第 409 号

### 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 23 年 7 月 29 日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（八丁畷町 180 番、184 番、190 番、200 番 1、202 番、214 番、222 番、226 番 2、239 番 2、245 番、251 番 2、260 番、266 番、273 番、282 番、319 番 2）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、水銀及びその化合物

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 凡 例 | 土壤溶出量基準超過 : <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: gray; border: 1px solid black;"></span> 鉛及びその化合物 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 1px solid black; text-align: center; vertical-align: middle;">×</span> 水銀及びその化合物 |
|-----|---|---|

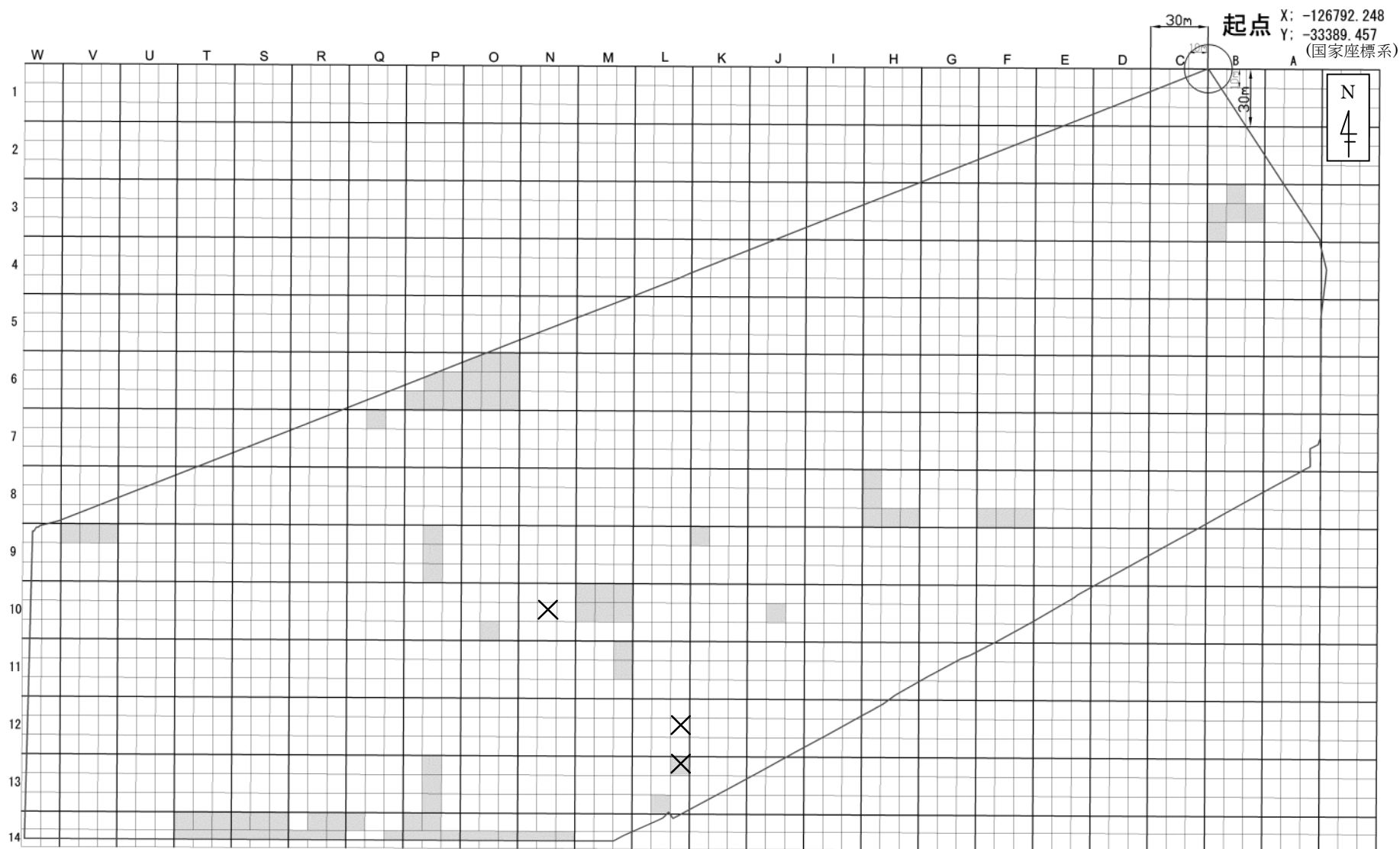


図. 形質変更時要届出区域